

●規約等の改正理由

各公共交通事業者の慢性的な運転士不足や人口減少、利用者の減少といった課題へ対応するため、都市マスタープランなどの関連計画との整合性を図り、まちづくりと連携しながら、持続可能な公共交通を構築するための公共交通計画を策定する必要がある。

この計画は、国の方向性も踏まえながら、新たなモビリティや地域と協力しあって公共交通を支える仕組みづくりの可能性など、地域の特性や状況に応じた制度導入についても盛り込む必要がある。

佐世保市は西九州させば広域都市圏の中心市であり、複数自治体を跨いで運行している基幹公共交通である路線バスや地域鉄道が存在しているため、県及び地形的にも密接な関係にある佐々町と連携した広域的な視点からの計画策定が必要となる。

以上のことから、次期地域公共交通計画策定に向けた広域的な協議会を構築する必要があるため、長崎県及び佐々町を新たに加えた佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更を行うもの。

●変更する規約等

- | | |
|---------------------------|---|
| 【1】佐世保市地域公共交通活性化協議会規約 | ・・・協議会及び計画名称の変更
長崎県、佐々町、公安委員会の追加（第6条、第10条、第12条）
附則の追加(従前の協議会委員等から新協議会委員等への読み替え) |
| 【2】佐世保市地域公共交通活性化協議会事務局規程 | ・・・協議会名称の変更、附則の追加 |
| 【3】佐世保市地域公共交通活性化協議会財務規程 | ・・・協議会名称の変更、附則の追加 |
| 【4】佐世保市地域公共交通活性化協議会事務処理規程 | ・・・協議会名称の変更、公印の変更（別表1、2） |

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

【1】佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 規約（案）

現 行	改 正（R5.4.1）
<p style="text-align: center;">佐世保市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 <u>佐世保市地域公共交通活性化協議会</u>（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成に関する協議並びに<u>形成計画</u>の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行うために設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）<u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。（2）<u>形成計画</u>の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。（3）<u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。（4）（略）（5）（略）	<p style="text-align: center;">佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 <u>佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会</u>（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）の作成に関する協議並びに<u>交通計画</u>の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行うために設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）<u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。（2）<u>交通計画</u>の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。（3）<u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。（4）（略）（5）（略）

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

<p>(協議会の委員)</p> <p>第6条 協議会の委員は、法第6条2項の規定に基づき、次にあげるものをもって構成する。</p> <p>(1) 佐世保市長及び市長が指名する職員</p> <p>(2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第10条 協議会に提案する事項について、交通事業者間の協議又は調整をするため、協議会の中に幹事会を設置する。</p> <p>2 幹事会は、佐世保市、公共交通事業者、関係行政機関で構成し、協議会の各委員が指名した者をもって構成する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、佐世保市企画部地域交通課に置く。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(協議会の委員)</p> <p>第6条 協議会の委員は、法第6条2項の規定に基づき、次にあげるものをもって構成する。</p> <p>(1) 佐世保市長、佐々町長及び長崎県地域振興部交通政策課長</p> <p>(2) 佐世保市長及び佐々町長が指名する職員</p> <p>(3) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(4) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長及び町長が必要と認める者</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第10条 協議会に提案する事項について、交通事業者間の協議又は調整をするため、協議会の中に幹事会を設置する。</p> <p>2 幹事会は、佐世保市、佐々町、長崎県、公共交通事業者、公安委員会、関係行政機関で構成し、協議会の各委員が指名した者をもって構成する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、佐世保市に置く。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
---	---

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

<p>（経費の負担）</p> <p>第12条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、<u>佐世保市</u>の負担とする。</p>	<p>（経費の負担）</p> <p>第12条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、<u>佐世保市及び佐々町</u>の負担とする。</p>
	<p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和5年5月30日から施行する。</u></p> <p><u>なお、この規約の施行の際現に従前の佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下、旧協議会という。）委員である者は、それぞれ施行日に佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱又は任命された者とみなされるものの任期は、従前の協議会委員としての任期の在任期間とする。</u></p>

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

【2】佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

現 行	改 正（R5.4.1）
<p style="text-align: center;">佐世保市地域公共交通活性化協議会事務局規程</p> <p style="text-align: right;">平成26年8月28日制定</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、平成26年8月28日付け制定の佐世保市地域公共交通活性化協議会規約第11条3項に基づき、佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程</p> <p style="text-align: right;">平成26年8月28日制定</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約第11条3項に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年5月30日から施行する。</u></p>

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

【3】佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

現 行	改 正（R5.4.1）
<p style="text-align: center;">佐世保市地域公共交通活性化協議会財務規程 平成26年8月28日制定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、平成26年8月28日付け制定の佐世保市地域公共交通活性化協議会規約第13条に基づき、佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（予算）</p> <p>第2条 協議会の予算は、主に国からの補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、佐世保市及び交通事業者等の地域の負担をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（決算等）</p> <p>第7条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、様式5により協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、佐世保市公共交通活性化協議会規約第16条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会財務規程 平成26年8月28日制定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約第13条に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（予算）</p> <p>第2条 協議会の予算は、主に国からの補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、佐世保市、佐々町及び交通事業者等の地域の負担をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（決算等）</p> <p>第7条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、様式5により協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、佐世保市・佐々町公共交通活性化協議会規約第16条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。</p>

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

附 則 この規程は、平成26年8月28日から施行する。
ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのはこの限りではない。

附 則 この規程は、平成26年8月28日から施行する。
ただし、協議会の設置または変更があった年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのはこの限りではない。

附 則 この規程は、令和5年5月30日から施行する。

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

(様式1)

佐世保市地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支予算書

(単位：円)

収入の部				
	本年度	前年度予算	前年度比較	摘要
計				

支出の部				
科目	本年度	前年度予算	前年度比較	摘要
報償費				
旅費				
需用費				
(消耗品費)				
(食糧費)				
(印刷製本費)				
役務費				
委託料				
計	0	0	0	

(様式1)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支予算書

(単位：円)

収入の部				
	本年度	前年度予算	前年度比較	摘要
計				

支出の部				
科目	本年度	前年度予算	前年度比較	摘要
報償費				
旅費				
需用費				
(消耗品費)				
(食糧費)				
(印刷製本費)				
役務費				
委託料				
計	0	0	0	

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

(様式2)

佐世保市地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支 補正 予算書

(単位：円)

収入の部(予算現額)				
	当初予算額	補正予算額	合計	摘要
計	0	0	0	

支出の部(予算現額)				
科目	当初予算額	補正予算額	合計	摘要
報償費				
旅費				
需用費				
(消耗品費)				
(食糧費)				
(印刷製本費)				
役務費				
委託料				
計	0	0	0	

(様式2)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支 補正 予算書

(単位：円)

収入の部(予算現額)				
	当初予算額	補正予算額	合計	摘要
計	0	0	0	

支出の部(予算現額)				
科目	当初予算額	補正予算額	合計	摘要
報償費				
旅費				
需用費				
(消耗品費)				
(食糧費)				
(印刷製本費)				
役務費				
委託料				
計	0	0	0	

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

様式4

佐世保市地域公共交通活性化協議会 支出負担行為書

起票日 令和 年 月 日

会長	事務局長	事務局員	担当
----	------	------	----

下記の件について執行確認をお願いします。

予定金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

件名	
相手方住所	
相手方氏名	

佐世保市地域公共交通活性化協議会 支出命令書

命令日 令和 年 月 日

会長	事務局長	事務局員	事務局
----	------	------	-----

下記の金額を支払います。

予定金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

我目

予算額		支出 済額		予定額		残額	
-----	--	----------	--	-----	--	----	--

様式4

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 支出負担行為書

起票日 令和 年 月 日

会長	事務局長	事務局員	担当
----	------	------	----

下記の件について執行確認をお願いします。

予定金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

件名	
相手方住所	
相手方氏名	

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 支出命令書

命令日 令和 年 月 日

会長	事務局長	事務局員	事務局
----	------	------	-----

下記の金額を支払います。

予定金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

我目

予算額		支出 済額		予定額		残額	
-----	--	----------	--	-----	--	----	--

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

(様式5)

佐世保市地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支決算書

(単位：円)

収入の部					
科目	現計予算	予算現額A	収入済額B	比較(B-A)	摘要
前期繰越金					
負担金					
雑収入					
計	0	0	0	0	

支出の部					
科目	現計予算	予算現額A	支出計B	比較(A-B)	摘要
報償費					
旅費					
需用費					
(消耗品費)					
(食糧費)					
(印刷製本費)					
役務費					
委託料					
計	0	0	0	0	

収入済額 0 - 支出済額 0 =

剰余金 0円は 年度へ繰り越す。

(様式5)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支決算書

(単位：円)

収入の部					
科目	現計予算	予算現額A	収入済額B	比較(B-A)	摘要
前期繰越金					
負担金					
雑収入					
計	0	0	0	0	

支出の部					
科目	現計予算	予算現額A	支出計B	比較(A-B)	摘要
報償費					
旅費					
需用費					
(消耗品費)					
(食糧費)					
(印刷製本費)					
役務費					
委託料					
計	0	0	0	0	

収入済額 0 - 支出済額 0 =

剰余金 0円は 年度へ繰り越す。

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

【4】佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務処理規程（案）

現 行	改 正（R5.4.1）
<p data-bbox="226 304 936 341">佐世保市地域公共交通活性化協議会事務処理規程</p> <p data-bbox="703 354 1090 387">平成26年8月28日制定</p> <p data-bbox="176 595 277 628">（趣旨）</p> <p data-bbox="176 646 1099 874">第1条 この規程は平成26年8月28日付け制定の佐世保市地域公共交通活性化協議会事務局規程第5条及び財務規程第8条に基づき、佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1202 304 2042 341">佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務処理規程</p> <p data-bbox="1677 354 2065 387">平成26年8月28日制定</p> <p data-bbox="1153 595 1254 628">（趣旨）</p> <p data-bbox="1153 646 2076 826">第1条 この規程は佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程第5条及び財務規程第8条に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

3 議題（2）佐世保市地域公共交通活性化協議会規約等の変更について

別表 1						別表 1					
名称	書体	寸法	用途	個数	管理者	名称	書体	寸法	用途	個数	管理者
佐世保市地域公共交通活性化協議会会長之印	れい書	ミリメートル 方25	申請、通知、許可、契約等に関する書類	1	協議会事務局長	佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会会長之印	れい書	ミリメートル 方25	申請、通知、許可、契約等に関する書類	1	協議会事務局長
別表 2						別表 2					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 佐世保市地域公共交通活性化協議会会長之印 </div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会会長之印 </div>					
						<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年5月30日から施行する。</u></p>					